

別添 3

再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託

3 浜田市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

仕 様 書

令和 5 年 1 月

浜 田 市

再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託
3 浜田市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務 仕様書

1. 業務名

再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託
3 浜田市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

2. 業務の目的

浜田市では、2022年9月「浜田市2050年ゼロカーボンシティ表明」を行い、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組むこととしている。その実現のためには、再エネの最大限導入のための計画づくりが大切であり、浜田市地球温暖化対策実行計画の改定も必要となる。そして、環境省の地域脱炭素移行・再エネ交付金事業への応募も検討しなければならない。

これらのことを視野に入れた上で、浜田市の公共施設等(公共施設及び公有地等)における太陽光発電設備等※の導入可能性を調査する事業とする。

本業務の実施にあたっては、太陽光発電の導入可能性調査を必須のものとし、その他の再生可能エネルギーの導入可能性の調査の可否や実施手法については、事業者より提案するものとする。

※ 太陽光発電設備等とは、太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー利用、風力発電、小水力発電、地中熱など、本市の自然・地理的環境及び社会的環境を踏まえ、導入可能と考えられる再生可能エネルギー等のこと。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年2月15日(木)まで

4. 委託金額

① 総額：9,900,000円以内
(消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額)

② 条件

本事業は、令和5年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、令和5年度当初予算の成立及び、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を前提に行う行為となる。

したがって、本業務委託における予算の不成立又は、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」が不採択となった場合には、本公募型プロポーザルによる業務委託契約を締結することなく中止する場合がある。

5. 業務内容

概要は次のとおりとするが、詳細は契約の相手方と協議の上決定する。

(1) 導入調査施設の選定

事業目的や施設状況、地域状況を踏まえ、太陽光発電設備等の導入調査施設を、本市と協

議の上、100 施設程度を選定する。

(2) 導入調査施設の情報収集と机上調査

導入調査施設の建築年数、建物構造、日照状況、電力使用量、燃料使用量、設置可能面積等の情報収集及び考慮すべき地域特性、環境特性等を机上調査し、発電設備の導入検討に必要な情報の整理を行う。

(3) 導入案の検討

導入調査施設について、以下の内容を調査検討し、導入案を作成する。

- ① 太陽光発電設備等の導入可能性の有無
- ② 太陽光発電設備等を導入するに当たり生じる課題の整理
- ③ 導入可能性が高い発電設備の種類及び容量の検討
- ④ 発電量、二酸化炭素削減量の試算

(4) 詳細調査を実施する施設の選定

(2)で選定した導入調査施設の中から、本市と協議の上、詳細調査を実施する施設（以下、「詳細調査実施施設」という。）を 20 施設程度選定する。

(5) 詳細調査実施施設における導入設備を活用した事業スキームの検討

(4)で選定した詳細調査実施施設について、以下の内容の調査検討を行う。

- ① 導入設備を活用した事業スキーム(国等の補助金の活用、PPA 事業等)の検討
- ② 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析
- ③ 事業採算性についての検討・評価
- ④ 事業化に向けたロードマップの作成
- ⑤ 導入設備の配置計画案の作成(基礎架台の方法、建物等の構造確認を含む)
- ⑥ 導入設備を活用した採算性を見合う事業案の提案(系統連系の事前相談を含む)
- ⑦ 設置、施工及びその他導入にかかる費用、収支及びランニングコストを含む費用対効果等の試算(概算)

(6) 二酸化炭素排出量の削減効果や廃熱利用等の検討

(5)－⑥で事業案の提案を行うに当たっては、FIT 売電のみならず、発電設備等の導入により発電した電力や二酸化炭素排出量削減効果を地域内で多面的に活用する方法、または廃熱利用等の検討も行う。

6. 成果物・納期-納品場所

(1) 成果物

- ① 本業務の調査結果報告書：本書 2 部、概要版（4 頁）2 部
- ② 本業務の調査結果報告書の電子データ (CD-R)
- ③ 本業務の調査資料データ (CD-R)
- ④ 設定した目標の進捗確認に必要なツール及び算定マニュアル
- ⑤ その他市担当者が指定するもの

(2) 納期

令和 6 年 2 月 15 日(木)まで

(3) 納品場所

7. その他、業務遂行上の留意点

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成のためより効率的、効果的な本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、環境課カーボンニュートラル推進室と打ち合わせを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。
- (6) 企画提案書等の取り扱いについて
 - ① 市に提出された企画提案書等について、業務を受託した事業者又はその著作者はその内容の全部または一部を本市が無償で使用(複製、転記、転写又は修正)することに同意するものとする。
 - ② 市に提出された企画提案書等の所有権は、本市に無償で移転するものとする。
- (7) 成果物の著作権等について
 - ① 本事業の一切の成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、納品を行った時点で本市に移転するものとする。
 - ② 本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。
- (8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複製又は、漏洩してはならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (10) 業務に必要な資料及びデータ等で浜田市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。

—以上—